

第
5095
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 10月 27日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

ふるさと納税とは

Q：ふるさと納税をする人が増えているようですが、ふるさと納税ってどんな制度なのですか？

A：都道府県や市町村に寄附をすると、一定の金額が所得税や住民税から控除される制度です。

【解説】

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村に寄附をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除される制度です。

寄附は、どこの自治体に対するものでも対象になります。

ただし、控除を受けるには、寄附をした年の翌年に確定申告をしなければなりません。

所得税・住民税から控除される金額は、次のとおりです。

①所得税

(寄附金－2千円)が所得控除されますので、(所得控除額×所得税率)の税額が軽減されます。

②個人住民税(基本分)

(寄附金－2千円)×10%が税額控除される。

③個人住民税(特例分)

(寄附金－2千円)×(100%－10%(基本分)－所得税率)

①、②によって控除できなかった寄附金の額は、③によって全額控除(所得割額の1割を限度)されることとなります。

